

# 学校いじめ防止基本方針と組織

日野町立日野小学校

## 1. いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」をいう。

（いじめ防止対策推進法（定義）第二条）

上記の定義のもと、本校では全ての教職員が「いじめは、どの学校どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識にたち、全校の児童が「いじめのない安心して充実した明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「わたし・友だち・学校、みんな大切に！」学校生活の中で、仲間と豊かに交わり、人権意識・自尊感情を高めよう！」を本校のいじめ防止の根幹として、「いじめ防止基本方針」を策定した。

## 2. いじめ防止に向けての基本姿勢

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の点をポイントとしてあげる。

- ①「いじめを絶対許さない」学校づくりに向けての共通理解・共通実践を進める。
- ②いじめがあることを前提に主体的にいじめ問題を掘り起こす。
- ③子どものSOSを見逃さない早期発見に努める。
- ④いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して、解決にあたる。
- ⑤学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

## 3. いじめ防止対策のための校内組織の設置

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談、養護教諭、低・中・高学年部（支援を含む）各代表1名からなる、いじめ防止等の対策のための「いじめ防止対策委員会」を校内組織として設置する。また、いじめ事象が発生した場合には、その学級担任が入るなど、柔軟に組織するものとする。

## 4. いじめの未然防止のための取組

児童一人ひとりが認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人ひとりが授業改善に取り組み、児童に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感や成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるようにする。

道徳の時間においては、相手を思いやる心、命の大切さについての指導を行う。「いじめは絶対許されないことである。」という認識を児童が持つように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを知らしめる。

- (1) いじめ・差別を許さない、見過ごさない学校・学級の雰囲気作り、取組を推進する。
  - ・児童会、委員会による標語の募集や啓発活動を実施する。
  - ・くらし部会による「学校のくらし」を設定し、児童の規範意識を醸成する。
- (2) 児童一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
  - ・たてわり活動による異学年交流に取り組み、児童の人間関係作りに努めるとともに、高学年児童のリーダー性を養い、児童の連帯感、自己存在感を育む。
  - ・児童の自発的な発想や活動を支える委員会活動やクラブ活動の充実を図る。

- ・道徳教育を充実させ、相手を思いやる心、命の大切さについての指導を行う。「いじめは絶対許されないことである。」という認識を児童が持つように、教育活動全体を通して指導する。
- (3) 校内研究と連動した授業改善による指導の充実を図り、児童が主体的に学習に取り組み、確かな学力を育む教育活動を推進する。
  - ・校内研究主題をめざした授業改善に取り組み、「自分の考えの形成及び交流」、「効果的な読み方」に関する指導の充実を図る。
  - ・「家庭学習の手引き」による自主学習を推奨して家庭学習の定着化を図り、自ら学ぶ主体的な学習態度の育成に努める。
  - ・学校図書館司書や図書ボランティアと連携した読書活動・「読書タイム」の推進、朝学習・昼学習で「基礎学力」定着の時間の設定、「音読集会」開催による継続的な音読活動などの全校活動を推進によって言語環境を整備し、言語活動を充実させることにより、児童の表現力、コミュニケーション力を育成する。
- (4) 保護者と学校が一体となった学校づくりを推進する。
  - ・学校の取組や児童の様子・状況等を学校だより・学年通信・学級通信等で情報を発信する。
  - ・PTAとの連携・協力関係を深めて子育て・生徒指導・学校保健等に関する研修会、保護者アンケートを実施するなど、教職員と保護者が児童の様々な実態や課題等に対して、共通認識を持てるような取組を通して保護者と学校が一体となった学校づくりを推進する。

## 5. いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

- (1) いじめの早期発見のために、教職員の主体的・自発的な活動・手段を講じる。
  - ①「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教職員が児童の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化、些細な変化を見逃さない鋭い感覚を身につけていくように努める。
    - ・休み時間や放課後、場合によっては授業時間等に校舎内を巡回し、挨拶や声かけを積極的に行ったり、集団から離れて一人で行動している児童への声かけを行ったりするなど、児童との積極的なコミュニケーション・ふれあいに努める。
  - ②おかしいなと感じた児童がいる場合には学年会や生徒指導委員会を開き、気付いたことを交流・共有し、より多くの目で当該児童を見守る体制を作っていく。
  - ③校長室の「いじめ相談ポスト」の設置、学級担任と児童が話し合う「教育相談週間」の実施等を行い、教職員と児童が気軽に話をしたり、相談に応じたりする体制を設け、常に教職員が児童の声に耳を傾ける姿勢に努める。
  - ④每学期行っているアンケート「アセス」(児童の意識状況)を把握し、くらし部会が行う「なかよしアンケート」の実施に加え毎月の「日野小人権の日」に合わせて簡易な「なかよしアンケート」を実施したりして児童からの情報を収集して、児童の悩みや人間関係を把握していじめを生まない学級・学校作りを目指す。
  - ⑤児童の様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、生徒指導部会や教育相談部会等を開き、当該児童から悩みを聞き、問題の早期解決を図る。
- (2) いじめの早期解決のために、全教職員が一致団結して問題の解決にあたる。
  - ①いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、校長以下全ての教職員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
  - ②情報収集を綿密に行い、事実確認をしたうえで、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対して毅然とした態度で指導にあたる。
  - ③傍観者の立場にいる児童にもいじめているのと同様であるということを指導する。
  - ④学校内だけでなく各種団体や専門家および関係機関と連携・協力して解決にあたる。
  - ⑤いじめられている児童の心の傷を癒すために、養護教諭や教育相談担当、場合によってはスクールカウンセラーと連携を取りながら、指導を行っていく。
- (3) 家庭や地域、関係機関と連携した取組

- ①いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についても情報を収集して指導に生かすこととする。
- ②学校だけで解決が困難な場合、教育委員会や関係機関と連携を図りながら解決にあたる。

## 6. いじめ問題に取り組むための校内組織

### (1) 学校内の組織

#### ①「くらし部会」

月1回くらし部会担当の教職員で問題傾向を有する児童について、現状や指導等についての情報交換及び共通理解・共通指導について話し合いを行う。

#### ②「いじめ防止対策委員会」

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭、低・中・高学年部（支援を含む）代表1名、当該学級担任による「いじめ防止対策委員会」を設置する。必要に応じて委員会を開催する。

### (2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに教頭に報告する。また、状況によっては、緊急「いじめ防止対策委員会」を開催し迅速な対応を行う。教頭は、校長に報告し、校長の指示により迅速に支援体制を敷き、対応する。

### (3) 職員研修の充実

#### ①校内研修の充実

いじめに関する校内研修会を実施し、いじめに対し鋭敏な姿勢を身につけるとともに、児童や保護者の思いや気持ちを十分に理解するための研修の場を充実させる。

#### ②教職員の指導力の向上

児童や保護者、地域から信頼される教職員を目指して、県や町が主催する研修会に参加し、自ら積極的に研修を積み重ねることで指導力の向上を図る。

### (4) 学校評価の実施

学校評価において、いじめ問題への取組等について自己評価を行い、学校関係者評価と合わせ、その結果を教育委員会に報告する。また、保護者アンケートを実施し、その結果を公表する。

## 7. 教育委員会や関係機関との連携

- (1) 日頃からから教育委員会や関係機関との連携を図り、いじめが発生した場合は、迅速かつ適切に協働していじめの早期解決に取り組む。
- (2) いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、その後の調査の仕方などの対応を相談する。これは、児童や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出があった場合も同様である。
- (3) いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、警察と連携して対処する。また、児童の生命、身体または財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは、直ちに警察に通報し、適切に援助を求める。

## 8. 保護者への連絡と支援・助言

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行う。また、事実確認により判明したいじめ事案に関する情報を適切に提供する。